

高知県産業振興推進総合支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県産業振興推進総合支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(第1条～第2条 省略)</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) ステップアップ事業</p> <p>ア 地域アクションプランへの位置付けを目指す取組であって、知事が別に定める要件を満たす事業 <u>(以下「ステップアップ事業（トライアル分）」という。)</u></p> <p>イ 地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組又はこれに準ずると認められる取組のうち、事業等の立ち上げ段階又は試行段階にある取組であって、知事が別に定める要件を満たす事業 <u>(以下「ステップアップ事業（通常分）」という。)</u></p> <p>(2) 一般事業</p> <p>ア 地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組であって、本県の産業振興に資すると認められ、知事が別に定める要件を満たす事業（以下「一般事業（通常分）」という。)</p> <p>イ アに掲げる事業のうち、産業振興計画で目指す、現状を変えようとする次に掲げるいずれかの取組であって、地域の雇用創出、所得向上等地域への経済波及効果が高い取組として知事が別に定める要件を満たす事業（以下「一般事業（特別分）」 <u>又は「一般事業（雇用重視分）」</u>という。)</p> <p>(ア) 地域資源の付加価値を高める取組</p> <p>(イ) 新たなビジネス手法の導入又は仕組みづくりに向けた取組</p> <p>(ウ) 新分野・新事業への進出に向けた取組</p> <p>(第3条第3項～第5項、第4条～第5条 省略)</p> <p>(補助対象経費及び補助率並びに補助限度額)</p> <p>第6条 補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。</p> <p>2 1 補助事業当たりの補助限度額は、次に掲げる事業について、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) ステップアップ事業</p> <p><u>ア トライアル分 10万円を下限とし50万円を上限とする。</u></p> <p><u>イ 通常分 10万円を下限とし200万円を上限とする。ただし、トライアル分の補助を受けた場合には、当該補助額を200万円から引いた額を上限とする。</u></p> <p>(第6条第2項第号～第7条 省略)</p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第8条 前条第2項の規定により採択の決定を受けた補助事業及び第3条第1号 <u>及び第5号</u>の事業を実施する補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業ごとに別記第1号様式</p>	<p style="text-align: center;">高知県産業振興推進総合支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(第1条～第2条 省略)</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) ステップアップ事業</p> <p>ア 地域アクションプランへの位置付けを目指す取組であって、知事が別に定める要件を満たす事業</p> <p>イ 地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組又はこれに準ずると認められる取組のうち、事業等の立ち上げ段階又は試行段階にある取組であって、知事が別に定める要件を満たす事業</p> <p>(2) 一般事業</p> <p>ア 地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組であって、本県の産業振興に資すると認められ、知事が別に定める要件を満たす事業（以下「一般事業（通常分）」という。)</p> <p>イ アに掲げる事業のうち、産業振興計画で目指す、現状を変えようとする次に掲げるいずれかの取組であって、地域の雇用創出、所得向上等地域への経済波及効果が高い取組として知事が別に定める要件を満たす事業（以下「一般事業（特別分）」という。)</p> <p>(ア) 地域資源の付加価値を高める取組</p> <p>(イ) 新たなビジネス手法の導入又は仕組みづくりに向けた取組</p> <p>(ウ) 新分野・新事業への進出に向けた取組</p> <p>(第3条第3項～第5項、第4条～第5条 省略)</p> <p>(補助対象経費及び補助率並びに補助限度額)</p> <p>第6条 補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。</p> <p>2 1 補助事業当たりの補助限度額は、次に掲げる事業について、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) ステップアップ事業 <u>10万円を下限とし200万円を上限とする。</u></p> <p>(第6条第2項第号～第7条 省略)</p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第8条 前条第2項の規定により採択の決定を受けた補助事業及び第3条第1号の事業を実施する補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業ごとに別記第1号様式による補</p>

新	旧
<p>式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項ただし書の規定により申請した者は、地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組に該当すると認められない限り、補助金交付申請書を提出することができない。</p> <p>(第8条第2項～第21条 省略)</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成21年4月17日から施行し、同年4月10日から適用する。 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条第2項、第10条、第14条第4項、第17条第1項から第3項まで、第18条及び第20条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成21年9月9日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日以前に補助金の交付を決定したものについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則 この要綱は、平成23年5月10日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成23年12月27日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年5月18日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和元年5月30日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(準備行為)</u> <u>2 この要綱の施行に関し必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</u></p>	<p>助金交付申請書を知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項ただし書の規定により申請した者は、地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組に該当すると認められない限り、補助金交付申請書を提出することができない。</p> <p>(第8条第2項～第21条 省略)</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成21年4月17日から施行し、同年4月10日から適用する。 2 この要綱は、令和2年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条第2項、第10条、第14条第3項、第17条第1項から第3項まで、第18条及び第20条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成21年9月9日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日以前に補助金の交付を決定したものについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則 この要綱は、平成23年5月10日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成23年12月27日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年5月18日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和元年5月30日から施行する。</p>